

令和4年8月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(LEDランプ(環形)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)1件、
扇風機(充電式、携帯型)1件、CDラジカセ1件、自転車1件、
電子レンジ1件、エアコン2件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200405	令和4年1月31日	令和4年8月26日	LEDランプ(環形)	KSLE225-012A	エコデバイス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山形県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200400	令和4年4月7日	令和4年8月25日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年4月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200401	令和3年7月7日	令和4年8月25日	扇風機(充電式、携帯型)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和3年11月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200402	令和4年5月15日	令和4年8月25日	CDラジカセ	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月19日
A202200403	令和4年3月14日	令和4年8月25日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ブレーキを掛けられず、フェンスに衝突し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	高知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月18日
A202200404	令和4年8月18日	令和4年8月25日	電子レンジ	火災	保育園で当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202200406	令和4年8月10日	令和4年8月26日	エアコン	火災	火災報知器が鳴動したため、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200407	令和4年7月28日	令和4年8月26日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から10年以上経過した製品 令和4年8月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年8月15日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし